中小企業経営近代化資金融資(緊急対策融資)の実施期間の延長について

1 中小企業経営近代化資金融資(緊急対策融資)について

中小企業経営近代化資金融資(緊急対策融資)については、災害その他非常の事態に伴う企業業績の急激な悪化に対し、町内中小企業の緊急経済対策として制度融資の充実を図り、企業の安定経営に資するため、令和2年3月に「中小企業経営近代化資金融資に関する条例」の改正の議決をいただき、「中小企業経営近代化資金緊急対策融資実施要綱」を制定し、新型コロナウイルス感染症を対象とし、その実施時期を令和2年3月25日から令和2年12月31日までと定めました。

また、緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)について、より金融支援の強化が必要なことから、利子補給を拡大し、企業の安定経営に資するため、令和2年5月に「中小企業融資利子等補給条例」の改正の議決をいただき、「中小企業経営近代化資金緊急対策融資利子補給実施要綱」を制定し、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策融資については、利子補給を10分の10としたものです。

2 延長の理由

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大しており、北海道においては、11月7日に北海道独自の警戒ステージ3に移行し、その後、札幌市をステージ4相当の強い措置を講ずることとし、北海道内の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、収束が見通せない状況となっています。

また、十勝管内においても、近隣自治体でクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の状況となっており、それによる経済への影響も長期化することが想定されます。

このことから、現在、令和2年12月31日を期限としている緊急対策融資の融資期限及び利子補給について、令和3年3月31日融資実行分までを対象とするよう、期限の延長を行うものです。

3 要綱改正(案)

別紙のとおり

4 その他

延長に係る予算については、3月31日までの延長となることから、3月議会補正予算及び予備費により対応します。

中小企業経営近代化資金緊急対策融資実施要綱(改正案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業経営近代化資金融資に関する条例(昭和45年条例第16号)第7条の2の規定に基づき、緊急対策融資を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 緊急対策融資の対象となる災害その他非常の事態及び融資の実施時期 については、別表のとおりとする。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

災害その他非常の事態	融資の実施時期	
新型コロナウィルス感染症	令和3年1月1日から令和3年3月	
	31 日	
新型コロナウィルス感染症	令和2年3月25日から令和2年12月	
	31 日	

中小企業経営近代化資金緊急対策融資利子補給実施要綱(改正案) (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業融資利子等補給条例(昭和39年条例第26号)(以下「利子補給条例」という。)第3条第2項の規定に基づき、利子補給を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲及び利子補給率)

第 2 条 この要綱の対象となる緊急対策融資は中小企業経営近代化対策融資実施要綱に定めるものとし、利子補給率は別表のとおりとする。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

対象融資 (災害その他非常の事態)	対象借入期間	利子補給率
新型コロナウイルス感染症	令和3年1月1日から令和3年3	10分の10
	月 31 日	
新型コロナウイルス感染症	令和2年4月1日から令和2年12	10分の10
	月 31 日	